

#### 鳥取県行政組織規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

景観形成に関する効率的かつ的確な事務処理体制を確立するため、当該事務の所掌に係る規定について所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

- (1) 地方機関における景観形成に関する事務を総合事務所生活環境局建築住宅課へ一元化する。
- (2) (1)により八頭郡及び日野郡の住民等の利便性が低下することのないよう、景観形成に関する届出等の受付事務を八頭総合事務所及び日野総合事務所の県民局の所掌事務とする。
- (3) 施行期日は、平成19年8月1日とする。

#### 鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

- (1) 景観形成に関する効率的かつ的確な事務処理体制を確立するため、景観法及び鳥取県景観形成条例に関する事務処理権限の区分を見直す。
- (2) 鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

- (1) 景観法及び鳥取県景観形成条例に基づく届出等の受理、勧告等の事務のうち鉱物の掘採に係るもの事務処理権限は、総合事務所長（現行 部長）の委任決裁事項とする。
- (2) 鳥取県環境美化の促進に関する条例に関する事務処理権限の区分について、同条例の一部改正に伴う条項ずれの整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成19年8月1日とする。

#### 鳥取県収入証紙規則の一部改正について

##### 1 規則の改正理由

鳥取県収入証紙条例の一部が改正され、証紙による収入の方法により徴収する歳入であっても、県外の者その他の証紙を購入することが困難な者から当該歳入を徴収するときは、証紙による収入の方法以外の方法によることができることとされたことに伴い、当該証紙による収入の方法以外の方法を定める等所要の改正を行う。

##### 2 規則の概要

- (1) 県外の者その他の証紙を購入することが困難な者から証紙による収入の方法以外の方法により歳入を徴収するときの当該方法は、次に掲げる方法とする。
  - ア 出納員が管理する口座へ振り込まれた現金により収入する方法
  - イ 納入通知書に添えて納付される現金又は証券により収入する方法
  - ウ 書留郵便等により送付された現金又は証券により収入する方法
- (2) 証紙の消印は、警察本部運転免許課及び警察署にあっては、警察本部長が別に定める者が行うものとする。
- (3) 施行期日は、公布日とする。